

報 告 第 11 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 5 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70,107千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,543,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 1,522,715	千円 △72,274	千円 1,450,441
1 使用料及び手数料		703,175	18,044	721,219
	1 使 用 料	703,175	18,044	721,219
2 財産収入		8,461	61,368	69,829
	2 財産売却収入	0	61,368	61,368
3 繰 入 金		353,081	△195,049	158,032
	1 一般会計繰入金	353,081	△195,049	158,032
4 繰 越 金		1	43,250	43,251
	1 繰 越 金	1	43,250	43,251
5 諸 収 入		76,997	5,613	82,610
	1 雑 入	76,997	5,613	82,610
6 県 債		381,000	△5,500	375,500

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1 県 債	千円 381,000	千円 △5,500	千円 375,500
(港湾整備事業勘定)		1,090,569	2,167	1,092,736
1 使用料及び手数料		12,428	△1,015	11,413
	1 使 用 料	12,428	△1,015	11,413
2 財産収入		1,075,555	3,321	1,078,876
	1 財産運用収入	81,530	2,024	83,554
	2 財産売却収入	994,025	1,297	995,322
3 諸 収 入		2,586	△152	2,434
	1 雑 入	2,586	△152	2,434
4 繰 越 金		0	13	13
	1 繰 越 金	0	13	13
歳 入 合 計		2,613,284	△70,107	2,543,177

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 1,522,715	千円 Δ72,274	千円 1,450,441
1 土 木 費		1,522,715	Δ72,274	1,450,441
	1 港 湾 費	347,567	Δ72,274	275,293
	2 公 債 費	1,175,148	0	1,175,148
(港湾整備事業勘定)		1,090,569	2,167	1,092,736
1 土 木 費		1,090,569	2,167	1,092,736
	1 財産管理費	1,090,569	2,167	1,092,736
歳 出 合 計		2,613,284	Δ70,107	2,543,177

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 381,000	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和5年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元金均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ。	千円 375,500	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	381,000				375,500			